

## 埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例 新旧対照表

(傍線の部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>埼玉県青少年健全育成条例</p> <p>第一条〜第十八条の二 (略)</p> <p>(勧誘行為の禁止)</p> <p>第十八条の三 何人も、青少年に対し、次の行為を行ってはならない。</p> <p>一 着用済み下着等を売却するように勧誘すること。</p> <p>二 性風俗関連特殊営業(風適法第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業をいう。)において客に接する業務に従事するように勧誘すること。</p> <p>三 接待飲食等営業(風適法第二条第四項に規定する接待飲食等営業のうち、<u>同条第一項第一号に該当する営業をいう。</u>)の客となるように勧誘すること。</p> <p>第十九条〜第二十一条の四 (略)</p> <p>(遊技場における非行の防止)</p> <p>第二十二條 <u>テレビゲーム機、スロットマシンその他の遊技機を設置して客に遊技をさせる営業(風適法第二条第一項第四号に規定する営業を除く。)</u>又は第二十一条の二第一項各号に掲げる営業を行う者及びこれらの営業を行う場所を管理する者は、当該場所において、青少年が喫煙、飲酒その他の非行をしないようその防止に努めなければならない。</p> <p>第二十三条〜第二十五条 (略)</p> <p>(立入調査)</p> <p>第二十六条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定する職員に、次に掲げる場所に立ち入り、業務の状況を調査させ、又は関係人に質問させることができる。</p> <p>一〜七 (略)</p> <p>八 <u>テレビゲーム機、スロットマシンその他の遊技機を設置して客に遊技をさせる営業(風適法第二条第一項第四号に規定する営業を除く。)</u>を行う場所</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第二十七条〜第三十三条 (略)</p>	<p>埼玉県青少年健全育成条例</p> <p>第一条〜第十八条の二 (略)</p> <p>(勧誘行為の禁止)</p> <p>第十八条の三 何人も、青少年に対し、次の行為を行ってはならない。</p> <p>一 着用済み下着等を売却するように勧誘すること。</p> <p>二 性風俗関連特殊営業(風適法第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業をいう。)において客に接する業務に従事するように勧誘すること。</p> <p>三 接待飲食等営業(風適法第二条第四項に規定する接待飲食等営業のうち、<u>同条第一項第二号に該当する営業をいう。</u>)の客となるように勧誘すること。</p> <p>第十九条〜第二十一条の四 (略)</p> <p>(遊技場における非行の防止)</p> <p>第二十二條 <u>テレビゲーム機、スロットマシンその他の遊技機を設置して客に遊技をさせる営業(風適法第二条第一項第七号に規定する営業を除く。)</u>又は第二十一条の二第一項各号に掲げる営業を行う者及びこれらの営業を行う場所を管理する者は、当該場所において、青少年が喫煙、飲酒その他の非行をしないようその防止に努めなければならない。</p> <p>第二十三条〜第二十五条 (略)</p> <p>(立入調査)</p> <p>第二十六条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定する職員に、次に掲げる場所に立ち入り、業務の状況を調査させ、又は関係人に質問させることができる。</p> <p>一〜七 (略)</p> <p>八 <u>テレビゲーム機、スロットマシンその他の遊技機を設置して客に遊技をさせる営業(風適法第二条第一項第七号に規定する営業を除く。)</u>を行う場所</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第二十七条〜第三十三条 (略)</p>